

宮城県公報

行 宮 城 県
 (総務部 県政情報・文書課)
 宮城県仙台市青葉区
 本町三丁目8番1号
 電話 022(211)2267
 (毎週火、金曜日発行)

目 次

規 則

○地方公営企業法第三十九条第二項に規定する職を定める規則の一部を改正する規則

○手数料条例施行規則の一部を改正する規則

○県税に関する証明等手数料条例施行規則の一部を改正する規則

○復興産業集積区域における県税の課税免除に関する条例施行規則の一部を改正する規則

○医学生修学資金等貸付条例施行規則の一部を改正する規則

○看護学生修学資金貸付条例施行規則の一部を改正する規則

○被災地域看護職員確保対策修学資金貸付条例施行規則の一部を改正する規則

○流域下水道条例施行規則を廃止する規則

○建築基準法施行規則の一部を改正する規則

○単純労務職員の給与に関する規程の一部を改正する訓令

○公有財産事務取扱規程の一部を改正する訓令

○建築基準法関係法令取扱規程の一部を改正する訓令

○流域下水道条例第四号の知事が定める措置を廃止する告示

○流域下水道条例第五号第一号の規定による排水管内径及び排水渠の断面積に関する知事が定める数値を廃止する告示

○流域下水道条例第六号第二号の規定による終末処理場の構造の技術上の

ページ

基準に関する汚泥処理施設に係る知事が定める措置を廃止する告示
 ○流域下水道条例第八号第六号の規定による終末処理場の維持管理に関する汚泥処理施設に係る知事が定める措置を廃止する告示

企 業 局

○企業局組織規程の一部を改正する管理規程

○企業局処務規程の一部を改正する管理規程

○企業職員給与規程の一部を改正する管理規程

○企業局財務規程の一部を改正する管理規程

○企業局水供給規程の一部を改正する管理規程

○企業局固定資産等管理規程の一部を改正する管理規程

○企業局行政活動の評価に関する条例管理規程の一部を改正する管理規程

○布設工事監督者が監督業務を行う水道の布設工事並びに布設工事監督者及び水道技術管理者の資格を定める条例施行規程の一部を改正する管理規程

○企業局における標準的な職及び標準職務遂行能力に関する規程の一部を改正する管理規程

○流域下水道の構造及び終末処理場の維持管理の基準を定める条例施行規程

○企業局物品調達等指名委員会規程の一部を改正する訓令

○企業局の業務に係る公金の出納取扱金融機関及び収納取扱金融機関の指定の一部改正について

○流域下水道の構造及び終末処理場の維持管理の基準を定める条例第三号第五号の管理者が定める措置

○流域下水道の構造及び終末処理場の維持管理の基準を定める条例第四号第一号の規定による排水管内径及び排水渠の断面積に関する管理者が定める数値

○流域下水道の構造及び終末処理場の維持管理の基準を定める条例第五号第二号の規定による終末処理場の構造の技術上の基準に関する汚泥処理施設に係る管理者が定める措置

○流域下水道の構造及び終末処理場の維持管理の基準を定める条例第七号第六号の規定による終末処理場の維持管理に関する汚泥処理施設に係る

(同) 一六

(同) 一六

(同) 一六

(同) 一六

(同) 一七

(同) 一七

(同) 一八

(同) 一八

(同) 一八

(同) 二四

(同) 二四

(同) 二四

(同) 二八

(同) 二八

(同) 二九

(同) 二九

(同) 二九

(同) 二九

(同) 二九

(同) 三〇

(同) 三〇

(同) 三〇

(同) 三〇

(同) 三一

(同) 三一

(同) 三一

(同) 三一

(同) 三一

(同) 三一

管理者が定める措置

○公印の新調

(同) 三一

人事委員会

○人事委員会規則七〇(給料等の支給)の一部を改正する規則

○人事委員会規則七一(寒冷地手当)の一部を改正する規則

○人事委員会規則七二(特殊勤務手当)の一部を改正する規則

○人事委員会規則七三(給料の調整額)の一部を改正する規則

○人事委員会規則七四(管理職手当)の一部を改正する規則

○人事委員会規則七五(へき地手当等)の一部を改正する規則

○人事委員会規則七六(特勤手当等)の一部を改正する規則

○人事委員会規則七七(職員の勤務時間、休暇等に関する規則)の一部を改正する規則

○人事委員会規則七八(職員の自己啓発等休業に関する規則)の一部を改正する規則

○人事委員会の権限(職員の勤務時間等の基準等)の一部の委任の一部を改正する告示

改正する告示

三八

規 則

地方公営企業法第三十九条第二項に規定する職を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十一年三月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第十六号

地方公営企業法第三十九条第二項に規定する職を定める規則の一部を改正する規則

地方公営企業法第三十九条第二項に規定する職を定める規則(平成十二年宮城県規則第五十八号)の一部を次のように改正する。

本則の表本局の項中「室長」及び「室長補佐(総括担当)」を削る。

附 則

この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。

手数料条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十一年三月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第十七号

手数料条例施行規則の一部を改正する規則

手数料条例施行規則(平成十二年宮城県規則第七十号)の一部を次のように改正する。

附則第三項中「平成三十一年三月三十一日」を「平成三十二年三月三十一日」に改める。

別表に次のように加える。

十一 表三百七の項から三百九の項までに規定する手数料

国、本県又は他の法令の規定により土地収用法第二百十五条第一項ただし書に規定する国若しくは本県とみなされる者が申請するとき 十割

附 則

この規則は、平成三十一年六月一日から施行する。ただし、附則第三項の改正規定は、公布の日から施行する。

県税に関する証明等手数料条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十一年三月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第十八号

県税に関する証明等手数料条例施行規則の一部を改正する規則

県税に関する証明等手数料条例施行規則(昭和三十四年宮城県規則第七十四号)の一部を次のように改正する。

附則第二項中「平成三十一年三月三十一日」を「平成三十二年三月三十一日」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

復興産業集積区域における県税の課税免除に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十一年三月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第十九号

復興産業集積区域における県税の課税免除に関する条例施行規則の一部を改正する規則

復興産業集積区域における県税の課税免除に関する条例施行規則（平成二十四年宮城県規則第十八号）の一部を次のように改正する。

題名中「課税免除」を「課税免除等」に改める。

第一条中「復興産業集積区域における県税の課税免除に関する条例」を「復興産業集積区域における県税の課税免除等に関する条例」に改める。

第二条の見出し中「免除」を「免除等」に改める。

別記様式中「免除申請書」を「免除等申請書」に、「平成 年 月 日」を「年 月 日」に、「免除を」を「免除等を」に改め、同様式(その一)中「法人事業税免除申請書」を「法人事業税免除等申請書」に改め、同様式(その二)中「個人事業税免除申請書」を「個人事業税免除等申請書」に改め、同様式(その三)中「宮税申請書」を「宮税等申請書」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の復興産業集積区域における県税の課税免除に関する条例施行規則の規定による別記様式については、当分の間、改正後の復興産業集積区域における県税の課税免除等に関する条例施行規則の規定による別記様式とみなす。

医学生修学資金等貸付条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十一年三月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第二十号

医学生修学資金等貸付条例施行規則の一部を改正する規則

医学生修学資金等貸付条例施行規則（平成十七年宮城県規則第六十七号）の一部を次のように改正する。

題名及び第一条中「修学資金等」を「修学資金」に改める。

第二条中「修学資金等」を「修学資金」に、「次の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める額の範囲内で」を「月額二十万円を上限として、」に改め、同条の表を削る。

第三条中「修学資金等」を「修学資金」に、「次の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める」を「大学を卒業した日の属する」に改め、同項の表及び同条第二項を削る。

第四条を次のように改める。

(貸付けの申請手続)

第四条 貸付けを受けようとする者は、医学生修学資金貸付申請書（様式第一号）に、次の各号に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

一 大学の在学証明書

二 戸籍抄本又はこれに代わるもの

三 在学する大学の学長又は学部長の推薦調書（様式第二号）

四 その他知事が必要と認める書類

第五条第一項及び第二項中「修学資金等」を「修学資金」に改め、同条第三項中「修学資金等」を「修学資金」に、「様式第八号」を「様式第三号」に改める。

第六条第二項中「医学生修学資金等貸付決定通知書（様式第九号）又は医学生修学資金等貸付不承認決定通知書（様式第十号）」を「医学生修学資金貸付決定通知書（様式第四号）又は医学生修学資金貸付不承認決定通知書（様式第五号）」に改める。

第八条を削る。

第七条第一項を削り、同条第二項中「修学資金等の」を「修学資金の」に、「医学生修学資金等交付申請書」を「所属する学年を記載した学業証明書」を添付した医学生修学資金交付申請書（様式第六号）に改め、同項後段を削り、同項を同条第一項とし、同条第三項中「修学資金等」を「修学資金」に、「四月分から六月分」を「四月から六月」に、「までは」を「までの修学に係るものについては当該年度の」に、「七月分から九月分」を「七月から九月」に、「十月分から十二月分」を「十月から十二月」に、「二月分から三月分」を「一月から三月」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項を削り、同条第五項中「により」の下に「修学資金の」を加え、「当該貸付け」を「貸付け」に、「修学資金等」を「修学資金」に改め、同項を同条第三項とし、同条を第八条とし、第六条の次に次の一条を加える。

(契約の締結)

第七条 条例第七条の規定により貸付けの決定を受けた者（以下「貸付決定者」という。）が修学資金の交付を受けるには、知事と医学生修学資金貸付契約を締結しなければならない。

第九条第一項及び第二項を次のように改める。

修学資金の貸付けを受けた者が医療機関に勤務しようとするときは、当該勤務を開始する日の六ヶ月前までに、医療機関勤務申出書（様式第七号）を知事に提出しなければならない。

2 知事は、修学資金の貸付けを受けた者が業務（条例第十条第二項に規定する業務をいう。以下同じ。）に従事することを申し出た場合は、遅滞なく、指定医療機関（条例第三条に規定する指定医療機関をいう。以下同じ。）及び業務に従事すべき期間を決定し、通知するものとする。

様式第10号 (第11条関係)

医学生修学資金償還猶予決定通知書

年 月 日

殿

宮城県知事

印

年 月 日付けで申請のあった修学資金の償還及び利息の支払の(全部又は一部)の猶予については、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

貸付けを受けた修学資金の償還未済額	金	円		
償還未済額のうち猶予を受ける額	金	円		
猶予決定後の償還期限	年	月	日	
(猶予決定前の償還期限)	年	月	日	

様式第11号 (第11条関係)

医学生修学資金償還猶予不承認決定通知書

年 月 日

殿

宮城県知事

印

年 月 日付けで申請のあった修学資金の償還及び利息の支払の(全部又は一部)の猶予については、下記の理由により不承認と決定しましたので、通知します。

記

理 由

様式第12号 (第12条関係)

業務対象期間延長申請書		年	月	日
宮城県知事	殿			
申請者	住 所			
氏 名				
	印			
<p>医学生修学資金貸付条例第11条第2項の規定により、下記のとおり業務対象期間を延長したいので、関係書類を添えて申請します。</p>				
記				
医籍登録番号及び登録年月日	(号)	年	月	日登録
在職している医療機関の名称				
延長を希望する理由				
延長を希望する期間	年	月	日	から
	年	月	日	まで
添付書類 延長を希望する理由の欄に記載した事由を証する書類				

様式第13号 (第12条関係)

業務対象期間延長決定通知書		年	月	日
宮城県知事	殿			
印				
<p>年 月 日付けで申請のあった業務対象期間の延長については、下記のとおり決定しましたので通知します。</p>				
記				
延長後の業務対象期間	年	月	日から	年
(延長前の業務対象期間	年	月	日から	年
				月
				日まで)

看護学生修学資金貸付条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十一年三月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第二十一号

看護学生修学資金貸付条例施行規則の一部を改正する規則

看護学生修学資金貸付条例施行規則（昭和三十八年宮城県規則第十八号）の一部を次のように改正する。

第一条の二中「又は大学院の修士課程」を削り、「学校等」を「養成施設」に改め、「定める額」の下に「に十二を乗じた額」を加え、同条の表大学院の修士課程の項を削る。

第二条を次のように改める。

（貸付けの申請）

第二条 条例第五条に規定する申請書は、看護学生修学資金貸付申請書（様式第一号）とする。

2 前項の申請書には、条例第二条第二項に規定する養成施設の長の推薦書（様式第二号）を添えなければならない。

第三条第三項中「様式第四号」を「様式第三号」に改める。

第四条を次のように改める。

（貸付けの決定通知）

第四条 条例第七条の規定による通知は、看護学生修学資金貸付決定通知書（様式第四号）又は看護学生修学資金貸付不承認決定通知書（様式第五号）によるものとする。

第六条を削る。

第五条の見出し中「及び受領書の提出」を削り、同条第一項を次のように改める。

四月から九月までの修学に係る修学資金については六月に、十月から三月までの修学に係る修学資金については十月に交付する。ただし、正当な理由がある場合は、この限りでない。

第五条第二項を削り、同条を第六条とし、第四条の次に次の一条を加える。

（契約の締結）

第五条 条例第七条の規定により貸付けの決定を受けた者が修学資金の交付を受けるには、知事と看護学生修学資金貸付契約を締結しなければならない。

第九条から第十一条までを削る。

第八条の見出し中「手続」を削り、同条中「第九条」を「第十一条」に、「修学資金」を「看護学生修学資金」に、「条例第九条各項各号の二」を「同条各項各号のいずれか」に改め、「に足りる」を

削り、同条を第十一条とする。

第七条を第九条とし、第九条の次に次の一条を加える。

（償還猶子の申請）

第十条 条例第十条の規定に基づき修学資金の償還の猶子を受けようとする者は、看護学生修学資金償還猶子申請書（様式第八号）に条例第十条各号の一に該当することを証する書類を添えて知事に提出しなければならない。

第六条の次に次の二条を加える。

（償還明細書）

第七条 修学資金の貸付けを受けた者は、養成施設を卒業し、又は条例第八条第二項の規定により貸付けを停止された日から起算して十日以内に保証人が連署した看護学生修学資金償還明細書（様式第六号）を知事に提出しなければならない。

2 前項の規定により修学資金償還明細書を提出した者は、当該修学資金償還明細書の内容を変更しようとするときは、看護学生修学資金償還方法変更承認申請書（様式第七号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

（償還期間）

第八条 条例第九条の規則で定める期間は、養成施設を卒業し、又は条例第八条第二項の規定により貸付けを停止された日の属する月の翌月から起算して修学資金の貸付けを受けた期間（条例第八条第一項の規定により修学資金を貸し付けられなかった期間を除く。）に相当する期間とする。

2 前項に規定する修学資金の貸付けを受けた期間は、第六条の規定により交付された修学資金に係る修学期間（当該交付に係る年度前に修学資金を交付されている場合は、当該修学資金に係る修学期間を含む。）とする。

第十二条を次のように改める。

（業務従事期間等の計算）

第十二条 条例第十一条第一項第一号及び同条第二項第一号に規定する業務に従事した期間は、業務に従事した日の属する月から業務に従事しなくなった日の属する月までの月数により計算するものとする。

2 条例第十一条第二項第一号に規定する貸付けを受けた期間は、第八条第一項に規定する修学資金の貸付けを受けた期間とする。

第十三条第一項中「に至つた」を削り、同条第三項を次のように改める。

3 条例第十三条第一項の規定による届出は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げるところにより行わなければならない。

(保証人)

保 証 人 と な る 予 定 の 者			
本 籍			
住 所			
氏 名	生年月日		
I 電 話 番 号	本人との続柄	電 話 番 号	
	勤務先等	名 称	住 所
年 収	(税込み) 円		
本 籍			
住 所			
氏 名	生年月日		
II 電 話 番 号	本人との続柄	電 話 番 号	
	勤務先等	名 称	住 所
年 収	(税込み) 円		

申請者が貸付決定を受けた際には、看護学生修学資金について、本人と連帯して債務を負担します。

様式第二号を削り、様式第三号に「推せん書」や「推薦書」及び「推せんします」や「推薦します」の名称を同様式を様式第二号とします。

「^ホ様式第四号 決定番号第 号」や「決定番号第 号」及び「^サ様式第五号 決定番号第 号」

「変更年月日 年 月 日」

「変更年月日 年 月 日」

添付書類 新保証人の欄に押印した印鑑の印鑑登録証明書

なお、同様式を様式第三号とします。

「^ホ様式第五号 決定番号第 号」や「決定番号第 号」の名称、同様式を様式第四号とし、様式第六号を様式第五号とし、同様式の次に次の様式を加えます。

様式第9号

看護学生修学資金償還免除申請書

年 月 日

宮城県知事 殿

決定番号 第 号

住所 氏名

㊦

次のとおり修学資金の償還を免除されたいので申請します。

借 用 金 額	
償 還 金 額	
償 還 済 額	
償 還 未 済 額	
償還免除された額	
償還免除申請額	
貸 付 期 間	年 月 日から 年 月 まで
申 請 の 理 由	
添 付 書 類	

様式第10号

業 務 従 事 届

年 月 日

宮城県知事 殿

決定番号 第 号

本 籍 住 所 氏 名

次のとおり業務に従事しました。

業 務 の 種 別	イ 保健師	ロ 助産師	ハ 看護師	ニ 准看護師
区 分	新卒 ・ 就業先の変更			
新 卒	登録番号			
	登 録 年 月 日			
就 業 先 名 称				
就 業 年 月 日				
添 付 書 類	・新卒の場合は免許証の写 ・就業先の変更の場合は旧就業先の就業期間証明書			
備 考				

上記のとおり、相違ありません。

年 月 日

就業施設の長

㊦

様式第11号

就 業 証 明 書

決定番号 第 号

住 所
氏 名
電 話

就業施設名	
就業期間	年 月 日～ 年 月 日
休職期間	年 月 日～ 年 月 日

上記のとおり相違ありません。

宮城県知事 殿

年 月 日

施設所在地

施設名

施設長

印

様式第12号

就 業 状 況 届

年 月 日

宮城県知事 殿

決定番号 第 号

住 所
氏 名
電 話

印

年 月から 年 月までの就業状況は以下のとおりです。また、 年4月1日
において継続して業務に従事しています。

業務の種別	イ 保健師	ロ 助産師	ハ 看護師	ニ 准看護師
就業先				
所在地				
休職状況※				

※上記の期間内に休職期間がある場合は、記入願います。

上記のとおり相違ありません。

年 月 日

施設名

施設長名

印

様式第十三号及び様式第十四号を削る。

様式第十五号中「業 務 廃 止 届」を「離 職 届」に

「^ホ決定番号第 号」を「決定番号 第 号」に「廃止しました」を「に從事しなくなりました」に、「業務廃止年月日」を「離 職 年 月 日」に、「廃止の」を「離 職 の」に改め、同様式を様式第十三号とする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の看護学生修学資金貸付条例施行規則の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後に貸付けの申請を行う者について適用し、施行日前に貸付けの申請を行った者については、なお従前の例による。

被災地域看護職員確保対策修学資金貸付条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十一年三月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第二十二号

被災地域看護職員確保対策修学資金貸付条例施行規則の一部を改正する規則

被災地域看護職員確保対策修学資金貸付条例施行規則（平成二十五年宮城県規則第十七号）の一部を次のように改正する。

第三条中「準用する」の下に「看護学生修学資金貸付条例の一部を改正する条例（平成三十一年宮城県条例第十八号）による改正前の」を加え、「看護学生貸付条例」を「旧看護学生貸付条例」に改める。

第四条、第五条第一項、第六条、第十一条及び第十二条中「看護学生貸付条例」を「旧看護学生貸付条例」に改める。

様式第一号及び様式第四号中「看護学生修学資金貸付条例」を「旧看護学生修学資金貸付条例」に改める。

附 則

この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。

流域下水道条例施行規則を廃止する規則をここに公布する。

平成三十一年三月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第二十三号

流域下水道条例施行規則を廃止する規則

流域下水道条例施行規則（平成二十四年宮城県規則第二十七号）は、廃止する。

附 則

この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。

建築基準法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十一年三月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第二十四号

建築基準法施行細則の一部を改正する規則

建築基準法施行細則（昭和四十六年宮城県規則第二十一号）の一部を次のように改正する。

第二十五条第一項の表中「がけ」を「崖」に、「勾配」を「勾配」に改める。

第三十四条中「、法第六十一条並びに法第六十二条第一項」を「並びに法第六十一条」に改める。

附 則

この規則は、建築基準法の一部を改正する法律（平成三十年法律第六十七号）の施行の日から施行する。ただし、第二十五条の改正規定は、公布の日から施行する。

訓 令 甲

○宮城県訓令第五号

単純労働職員の給与に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成三十一年三月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

単純労働職員の給与に関する規程の一部を改正する訓令

単純労働職員の給与に関する規程（昭和三十二年宮城県訓令甲第二十六号）の一部を次のように改正する。

第五条第二項中「第十五条」を「第十四条」に改める。

第六条第一項中「第三条第一項」を「第三条第一項第一号」に改める。
 第七条第二項中「勤務一月」を「業務に従事した日一日」に改め、同項の表中「四千五百円」を「二百円」に、「五千五百円」を「二百五十円」に、「七千円」を「三百五十円」に、「八千円」を「四百円」に改める。

第九条第一項中「障害福祉課」を「精神保健推進室」に改める。

第十条第一項第一号を削り、同項第二号中「第十三条第一項第三号」を「第十三条第一項第一号」に改め、同号を同項第一号とし、同項第三号中「保健環境センター」の下に「又は産業技術総合センター」を加え、「第十三条第一項第四号」を「第十三条第一項第二号」に改め、同号を同項第二号とし、同条第二項を次のように改める。

2 前項の手当の額は、業務に従事した日一日につき三百円とする。

附則

この訓令は、平成三十一年四月一日から施行する。ただし、第五条第二項の改正規定は、公布の日から施行する。

○宮城県訓令甲第六号

公有財産事務取扱規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成三十一年三月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

公有財産事務取扱規程の一部を改正する訓令

公有財産事務取扱規程（昭和五十五年宮城県訓令甲第六号）の一部を次のように改正する。

第三条中「、流域下水道」を削る。

附則

この訓令は、平成三十一年四月一日から施行する。

○宮城県訓令甲第七号

建築基準法関係法令取扱規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成三十一年三月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

建築基準法関係法令取扱規程の一部を改正する訓令

建築基準法関係法令取扱規程（昭和二十六年宮城県訓令甲第九号）の一部を次のように改正する。

第三条及び第七条第一項中「第八十七条の二」を「第八十七条の四」に改める。

附則

この訓令は、建築基準法の一部を改正する法律（平成三十年法律第六十七号）の施行の日から施行

する。

告 示

○宮城県告示第二百五十三号

流域下水道条例第四条第五号の知事が定める措置を廃止する告示を次のように定める。

平成三十一年三月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

流域下水道条例第四条第五号の知事が定める措置を廃止する告示

流域下水道条例第四条第五号の知事が定める措置（平成二十四年宮城県告示第二百五十八号）は、廃止する。

附則

この告示は、平成三十一年四月一日から施行する。

○宮城県告示第二百五十四号

平成二十四年宮城県告示第二百五十九号（流域下水道条例第五条第一号の規定による排水管内径及び排水渠の断面積に関する知事が定める数値）は、平成三十一年三月三十一日限りで廃止する。

平成三十一年三月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県告示第二百五十五号

平成二十四年宮城県告示第二百六十号（流域下水道条例第六条第二号の規定による終末処理場の構造の技術上の基準に関する汚泥処理施設に係る知事が定める措置）は、平成三十一年三月三十一日限りで廃止する。

平成三十一年三月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県告示第二百五十六号

平成二十四年宮城県告示第二百六十一号（流域下水道条例第八条第六号の規定による終末処理場の維持管理に関する汚泥処理施設に係る知事が定める措置）は、平成三十一年三月三十一日限りで廃止する。

平成三十一年三月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

企 業 局

○宮城県企業局管理規程第二号

企業局組織規程の一部を改正する管理規程を次のように定める。

平成三十一年三月二十二日

宮城県公営企業管理者 遠 藤 信 哉

企業局組織規程の一部を改正する管理規程

企業局組織規程（昭和四十九年宮城県企業局管理規程第一号）の一部を次のように改正する。

「水道経営管理室」を「水道経営課」に改める。

第三条の二第一項中「及び室」を削る。

第四条の見出し中「及び室」を削り、同条第一項第二十四号中「室」を「他課」に改め、同条第二項第六号を同項第八号とし、同項第五号を同項第七号とし、同項第四号の次に次の二号を加える。

五 流域下水道事業の経営の基本計画に関する事

六 流域下水道事業の下水処理に関する事

第四条の二を削る。

第六条中「広域水道事務所」の下に「及び下水道事務所」を加える。

第九条の次に次の一条を加える。

（下水道事務所）

第九条の二 下水道事務所の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
宮城県中南部下水道事務所	多賀城市
宮城県東部下水道事務所	石巻市

2 中南部下水道事務所の分掌事務は、次のとおりとする。

仙塩流域下水道、阿武隈川下流域下水道、鳴瀬川流域下水道及び吉田川流域下水道に関する次のこと。

一 下水の処理に関する事

二 施設の維持管理及び工事施行に関する事

三 流域関連公共下水道の指導及び監督に関する事

3 東部下水道事務所の分掌事務は、次のとおりとする。

北上川下流域下水道、北上川下流東部流域下水道及び迫川流域下水道に関する次のこと。

一 下水の処理に関する事

二 施設の維持管理及び工事施行に関する事

三 流域関連公共下水道の指導及び監督に関する事

4 下水道事務所に次長及び技術次長を置くことがある。

第十一条の表中、室長の部及び室長補佐の部並びに技術補佐の部室の項を削る。

第十一条第二項の表中、「室」を「水道経営課」に改める。

第十二条第二項の表中、「出張所」を削る。

附 則

この管理規程は、平成三十一年四月一日から施行する。

○宮城県企業局管理規程第三号

企業局処務規程の一部を改正する管理規程を次のように定める。

平成三十一年三月二十二日

宮城県公営企業管理者 遠 藤 信 哉

企業局処務規程の一部を改正する管理規程

企業局処務規程（昭和四十九年宮城県企業局管理規程第二号）の一部を次のように改正する。

第三条中「（室長を含む。以下同じ。）及び」（総括担当を命ぜられた室長補佐を含む。）を削る。

別表第一大崎広域水道事務所長及び仙南・仙塩広域水道事務所長の項の次に次の一項を加える。

中南部下水道事務所長及び東部下水道事務所長

一 下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）の施行に関する次のこと。

イ 第二十五条の十八において準用する第十一条の二、第十二条の三、第十二条の四、第十二条の七及び第十二条の八の規定による届出の受理

ロ 第二十五条の十八において準用する第十二条の五の規定による計画変更命令

ハ 第二十五条の十八において準用する第十二条の六第二項の規定による期間の短縮

ニ 第二十五条の十八において準用する第十三条の規定による排水設備等の検査

ホ 第二十五条の十八において準用する第十八条の規定による負担命令

ヘ 第二十五条の十八において準用する第二十三条の規定による流域下水道台帳の調製保管

ト 第二十五条の十五の規定による流域下水道の施設使用の一時制限及び通知

チ 第二十五条の十六第一項の規定による公共下水道管理者に対する原因調査及び調査結果報告の要請

リ 第三十七条の二の規定による改善命令等

ヌ 第三十九条の二の規定による報告の徴収

二 工事の施行及び下水道の維持管理に係る関係法令に基づく届出及び行為の許可申請等。ただし、公有水面埋立法に基づくものを除く。

三 公営企業の設置等に関する条例（昭和四十九年宮城県条例第八号）第十五条の規定により指定された指定管理者の業務の点検及び確認並びに第三者による実施の承認

別表第二局長の項第十一号を第十二号に改め、第十号の次に次の一号を加える。

十一 下水道法の施行に関する次のこと。

イ 流域別下水道整備総合計画の策定及び変更（流域下水道事業に係るものに限る）（第二条の二）

ロ 流域下水道の設置に係る事業計画及びその変更についての協議及び届出（第二十五条の十一）

ハ 流域下水道の供用及び処理の開始の通知（第二十五条の十四）

ニ 流域関連公共下水道管理者に対する必要な措置の要請等（第二十五条の十六）

ホ 監督処分等（第三十八条）

同表公営事業課長の項の次に次の一項を加える。

下水道経営課長

一 下水道法の施行に関する次のこと（流域下水道に係るものに限る）。

イ 兼用工作物の管理の協議（第十五条）

ロ 下水道管理者以外の者の行う工事等の承認（第十六条）

ハ 兼用工作物の費用の協議（第十七条）

二 他の施設等の設置の承認（下水道法施行令（昭和三十四年政令第四百四十七号）第十七条の十）

別表第四第三項ロの項中「管理室」を「課」に、「仙水第 号 宮城県仙南・仙塩広域水道事務所」

「仙水第 号 宮城県仙南・仙塩広域水道事務所

を 中下第 号 宮城県中南部下水道事務所 に改める。

東下第 号 宮城県東部下水道事務所 」

附則

この管理規程は、平成三十一年四月一日から施行する。

○宮城県企業局管理規程第四号

企業職員給与規程の一部を改正する管理規程を次のように定める。

平成三十一年三月二十二日

宮城県公営企業管理者 遠 藤 信 哉

企業職員給与規程の一部を改正する管理規程

企業職員給与規程（昭和四十九年宮城県企業局管理規程第六号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項の表本局の項中「室長」を削る。

第六条第一項の表特殊現場等作業手当の項及び用地買収等業務手当の項中「水道経営管理室」を「水道経営課」に、「又は仙南・仙塩広域水道事務所」を、「仙南・仙塩広域水道事務所、中南部下水道事務所又は東部下水道事務所」に、同表災害応急作業等手当の項中「又は仙南・仙塩広域水道事務所」を、「仙南・仙塩広域水道事務所、中南部下水道事務所又は東部下水道事務所」に改める。

附則

この管理規程は、平成三十一年四月一日から施行する。

○宮城県企業局管理規程第五号

企業局財務規程の一部を改正する管理規程を次のように定める。

平成三十一年三月二十二日

宮城県公営企業管理者 遠 藤 信 哉

企業局財務規程の一部を改正する管理規程

企業局財務規程（昭和四十九年宮城県企業局管理規程第九号）の一部を次のように改正する。

第一条中「及び地域整備事業」を、「地域整備事業及び流域下水道事業」に改める。

第九条第三項中「箇所」を「箇所」に改める。

第十七条第二項を次のように改める。

2 前項の測定をする場合において、随時の収入の納期は、測定の日から二十日（測定の日から二十日目に当たる日が次の各号に掲げるいずれかの日（以下「休日等」という。）であるときは、十九日に当該休日等から当該休日等後の最初の日（休日等を除く。）までの日数を加えた日）以内としなければならない。

一 日曜日及び土曜日

二 国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日

三 十二月三十一日から翌年の一月三日までの日（前号に掲げる日を除く。）

第三十七条第四項中「月末」を「末日」に、「規程」を「規定」に改め、同条に次の一項を加える。

6 前項の場合において、第三十五条第八項に規定する費用の資金前渡の支払が継続又は長期にわたるものについて、毎月その月の末日に支払残高があるときは、これを翌月に繰り越すことができる。

第七十九条中「及び工業用水道事業会計」を、「工業用水道事業会計及び流域下水道事業会計」に改め、同条に次の一号を加える。

三 流域下水道事業会計

イ 仙塩流域下水道事業

ロ 阿武隈川下流域下水道事業

ハ 鳴瀬川流域下水道事業

	過年度損益 修正益	益	
	過年度損益修 正益		
	その他特 別利益	その他特別 利益	

別表第一勘定科目表費用勘定(1)水道用水供給事業又は工業用水道事業の表中、

「配水及び給水費」 配水池、配水管その他浄水の配水に係る設備及び給水装置に属する量水器その他の設備の維持及び作業に要する費用

「配水及び給水費」 配水池、配水管その他浄水の配水に係る設備及び給水装置に属する量水器その他の設備の維持及び作業に要する費用

「臨時損失」 臨時損失 天災その他特別な理由による巨額の臨時損失

減損損失 減損損失 事業年度の末日において予測することができな
い減損が生じたもの又は減損による損失又は認識すべき減損損失の額

災害による損失 災害による巨額の臨時損失

災害による損失

別表第一勘定科目表費用勘定(2)地域整備事業の表中、

「6 地域整備事業費用」 「5 地域整備事業費用」

「臨時損失」	臨時損失	天災その他特別な理由による巨額の臨時損失	や
「減損損失」	減損損失	事業年度の末日において予測することができな い減損が生じたもの又は減損による損失又は認識 すべき減損損失の額	いぢぢぢぢぢ
「災害による損失」	災害による損失	災害による巨額の臨時損失	

別表第一勘定科目表費用勘定(2)地域整備事業の表の次に次の表を加える。
(3) 流域下水道事業

款	項	目	節	科目区分の説明
6 流域下水道事業	1 営業費	管渠費	料 当 金 費 法 定 福 利 費 給 手 賃 旅 被 服 品 消 耗 料 燃 料 熱 水 製 本 費 印 刷 運 信 託 費	管路の維持管理に要する費用

料 費 借 費 賃 力 料 費 修 動 材 補 研 食 厚 生 負 會 交 保 公 交 賃 引 当 金 交 賞 引 当 金 交 法 定 福 利 費 引 当 金 繰 入 額 修 繕 引 当 金 繰 入 額 特 別 修 繕 引 当 金 繰 入 額 貸 倒 引 当 金 繰 入 額 そ の 他 引 当 金 繰 入 額 減 価 償 却 費 資 産 減 耗 費	賃 力 料 費 修 動 材 補 研 食 厚 生 負 會 交 保 公 交 賃 引 当 金 交 賞 引 当 金 交 法 定 福 利 費 引 当 金 繰 入 額 修 繕 引 当 金 繰 入 額 特 別 修 繕 引 当 金 繰 入 額 貸 倒 引 当 金 繰 入 額 そ の 他 引 当 金 繰 入 額 減 価 償 却 費 資 産 減 耗 費	賃 力 料 費 修 動 材 補 研 食 厚 生 負 會 交 保 公 交 賃 引 当 金 交 賞 引 当 金 交 法 定 福 利 費 引 当 金 繰 入 額 修 繕 引 当 金 繰 入 額 特 別 修 繕 引 当 金 繰 入 額 貸 倒 引 当 金 繰 入 額 そ の 他 引 当 金 繰 入 額 減 価 償 却 費 資 産 減 耗 費	賃 力 料 費 修 動 材 補 研 食 厚 生 負 會 交 保 公 交 賃 引 当 金 交 賞 引 当 金 交 法 定 福 利 費 引 当 金 繰 入 額 修 繕 引 当 金 繰 入 額 特 別 修 繕 引 当 金 繰 入 額 貸 倒 引 当 金 繰 入 額 そ の 他 引 当 金 繰 入 額 減 価 償 却 費 資 産 減 耗 費	2 営 業 外 費 用 3 特 別 損 失	大 な 即 資 産 減 耗 費 其 他 營 業 費 用 支 払 利 息 及 債 務 償 還 費 消 費 税 及 消 費 税 地 方 消 費 税 雑 支 出 固 定 資 産 売 却 損 減 損 損 失 災 害 に よ る 損 失	材 料 売 却 原 価 雑 支 出 企 業 債 利 息 借 入 金 利 息 企 業 債 取 扱 諸 費 企 業 債 発 行 差 金 消 費 税 及 地 方 消 費 税 有 価 証 券 売 却 原 価 不 用 品 売 却 原 価 そ の 他 雑 支 出 固 定 資 産 売 却 損 減 損 損 失
---	---	---	---	--------------------------	--	--

	過年度損益修正損 その他特別損失	災害による損失 過年度損益修正損 その他特別損失	
--	---------------------	--------------------------------	--

別表第一勘定科目表負債勘定の表中、

「5 その他の固定負債」		上記以外の固定負債	を
「5 管理運営負担金繰越金」	管理運営負担金繰越金	事業の管理運営のために徴収した市町村からの繰越負担金（1年以内に使用される見込みのものを除く。）	に
「6 その他の固定負債」		上記以外の固定負債	を
「11 管理運営負担金繰越金」	管理運営負担金繰越金	事業の管理運営のために徴収した市町村からの繰越負担金のうち1年以内に使用される見込みのもの	に
「12 その他の流動負債」			

「長期前受金」	長期前受金	「1 長期前受金」	長期前受金	に改める。
長期前受金収益化累計額	長期前受金収益化累計額	2 長期前受金収益化累計額	長期前受金収益化累計額	

附 則

この管理規程は、平成三十一年四月一日から施行する。

○宮城県企業局管理規程第六号

工業用水供給規程の一部を改正する管理規程を次のように定める。

平成三十一年三月二十二日

宮城県公営企業管理者 遠 藤 信 哉

工業用水供給規程の一部を改正する管理規程

工業用水供給規程（昭和四十九年宮城県企業局管理規程第十一号）の一部を次のように改正する。

第四条中「水道経営管理室」を「水道経営課」に改める。

第五条中「百立方メートル」を「日量百立方メートル」に改める。

第二十六条第一項中「納入通知書」の下に「又は口座への振込み」を加える。

附 則

この管理規程は、平成三十一年四月一日から施行する。

○宮城県企業局管理規程第七号

企業局固定資産等管理規程の一部を改正する管理規程を次のように定める。

平成三十一年三月二十二日

宮城県公営企業管理者 遠 藤 信 哉

企業局固定資産等管理規程の一部を改正する管理規程

企業局固定資産等管理規程（昭和六十三年宮城県企業局管理規程第四号）の一部を次のように改正する。

第一条中「及び地域整備事業」を「地域整備事業及び流域下水道事業」に改める。

第二条第五項中「室並びに」を削る。

第四条中「室」を削る。

第四条の二中「水道経営管理室長（以下「室長」という。）を「水道経営課長」に改める。

第十条中「室長」を「水道経営課長」に改める。

第十二条第四項中「（室長を含む。以下同じ。）」を削る。

第十七条第二項中「室」を削る。

第四十一条及び第四十二条中「室長」を「水道経営課長」に改める。

別表第二を次のとおり改める。

別表第2

固 定 資 産 分 類 表

科 目	等 分 類 表		施 設 区 分	施 設 備 分 類	摘 要
	項	節			
土地	有形固定資産	事務所用地			
		施設用地	取 導 浄 配	水 水 水 水	各施設区分別 用途別 取水－取水施設用地 導水－導水施設用地 浄水－浄水施設用地 配水－配水施設用地 下水－処理施設用地
		その他土地			
建物	固定資産	事務所用建物			本庁舎等専ら事務所の用に供される建物
		施設用	取	水	管理棟、監視室、取水塔上屋、除じん機上屋 その他これらに類するもの

建築物		その他建物	構築物
浄	水	沈砂池上屋その他これに類するもの	
配	水	管理本館、車庫、倉庫、ポンプ棟（室）、中和棟、薬注棟、活性炭注入棟、沈でん池上屋、排水・排泥池上屋、濃縮槽上屋、脱水機棟、受変電室、発電機室、洗車場上屋その他これらに類するもの	
配	水	テレメータ室、制御室、ポンプ棟、発電機室その他これらに類するもの	
	水	仙台港国際ビジネスタワー	
下	水	管理棟、場内施設その他これらに類するもの	
浄	水	合宿所その他これに類するもの	
下	水	処理施設その他これに類するもの	
取	水	取水塔（口）、取水トンネル、取水えん堤、沈砂池、管理用橋、管理用道路、門扉、さく、扉、舗装、側溝、擁壁、放水路、逆流防止スクリューその他これらに類するもの	
導	水	導水トンネル、水管橋、水路橋、導水管、管理用道路、取水ゲート、緊急遮断弁室、沈砂池、さくその他これらに類するもの	
浄	水	池類、槽類、場内配管、進入道路、擁壁、焼却炉、舗装、外灯、造園、管理用橋、側溝、余水吐、張芝、門扉、さく、扉その他これらに類するもの	
配	水	送水トンネル、水管橋、水路橋、配水管、管理用道路、流量計室、弁室、鉄塔、安全施設、調整池、擁壁、側溝、さくその他これらに類するもの	

運用資産施設	仙台港国際ビジネスタワー	舗装、木製デッキ、観覧席、門扉、緑化施設、その他これらに類するもの	
	下水処理場・設備	除砂施設、揚水施設、調整池・滯水池、水処理施設、汚泥処理施設、場内道路、場内施設、樋門施設、管路施設その他これらに類するもの	
電気設備	取水	計装設備、除じん機、土砂吐グレートその他これらに類するもの	電動機、変圧器、所内配電設備等(建物に含まれるものを除く。)
	導	計装設備その他これに類するもの	
	浄	受電設備、自家発電設備、変電設備、配線設備、情報処理設備、注入設備、中和設備、計測設備、計装設備、遠方監視制御装置その他これらに類するもの	
	配	引込盤、分電盤、電源盤、制御盤、計装盤、テレメーター、充電器、蓄電池、交直変換器、電動調節弁、電気防しよく設備、動力設備、電動調節弁、遠方監視制御装置その他これらに類するもの	
内設備	浄水	受変電設備、自家発電設備、制御電源及び計装用電源設備、負荷設備、計測設備、監視制御設備、ケーブル・配管類その他これらに類するもの	
	水	ガスタービンその他これに類するもの	

ポンプ設備	取水	取水ポンプその他これに類するもの	
	導	導水ポンプその他これに類するもの	
浄	水	PAC注入ポンプ、か性ソータ移送ポンプ、か性ソータ注入ポンプ、加圧ポンプ、検水ポンプ、活性炭注入ポンプ、計装用コンソレーター、かくはんポンプ、排泥ジェットポンプ、揚水ポンプ、表洗ポンプ、送泥ポンプ、返送ポンプ、スラッジ引抜ポンプその他これらに類するもの	
	配	排水ポンプ、増圧ポンプ、送水ポンプその他これらに類するもの	
下	水	汚水ポンプ設備、雨水ポンプ設備その他これらに類するもの	
	浄	PTC注入設備、活性炭溶解かくはん機、か性ソータ注入設備、塩素注入設備その他これらに類するもの	
管理棟	下	給排水・衛生・ガス設備、空調・換気設備、電灯設備、消火災害防止設備、昇降機、可動間仕切りその他これらに類するもの	
	水	汚水調整池設備、スクリーンかす設備、汚水沈砂設備、雨水沈砂設備、雨水滯水池・調整池設備その他これらに類するもの	
下	水	最初沈澱池設備、反応タンク設備、最終沈澱池設備、消毒設備、用水設備、放流ポンプ設備、反応タンク設備、凝集沈澱設備、急速ろ過設備、活性炭設備、汚泥輸送・前処理設備、汚泥濃縮設備、汚泥消化タンク設備、汚泥貯	
	水	汚泥処理設備	

無形固定資産	使用権	共用	器、その他これらに類するもの	特定多目的ゾム法に規定する権利
	水利権	共用		河川法第23条から第28条までに規定する権利
借地権	導配	水		土地の上に設定された民法第601条に規定する権利
	下	水		
地上権	導配	水		民法第265条に規定する権利
	下	水		
	浄水	水		
特許権				特許法第29条に規定する権利
商標権	仙台港国際ビジネスタウン			商標法第18条に規定する権利
施設利用権	取水	水		
	配	水		
電加入権	共用	通		
	共用	通		
その他	共用	通		

無形資産	投資有価証券	共通		証券取引法第2条に規定する有価証券で投資の目的をもって所有するもの
	地方債			
国債	同	同		
	株式			
社債	同	同		
	その証券			
出資金	同	同		
	出資金			
長期貸付金	同	同		他会計に対する長期貸付金以外のもの
	一般貸付金			
基金	同	同		他会計への長期貸付金
	他会計			
その他	同	同		上記以外で投資の性質を有するもの

様式第三号、様式第二十号及び様式第二十一号中「密長」と「水道経営課長」と改める。

この管理規程は、平成三十一年四月一日から施行する。

〇宮城県企業局管理規程第八号

企業局行政活動の評価に関する条例管理規程の一部を改正する管理規程を次のように定める。

平成三十一年三月二十二日

宮城県公営企業管理者 遠藤 信哉

企業局行政活動の評価に関する条例管理規程の一部を改正する管理規程
企業局行政活動の評価に関する条例管理規程（平成二十一年宮城県企業局管理規程第十二号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「該当する事業」の下に「（下水道事業に限る。）」を加え、同条第二号中「別に定めるものについては、五年度」を「当該国庫補助事業を所管する省庁においてそれ以外の期間が定められているものについては、当該定められた期間」に、同条第三号中「別に定めるものについては、十年度」を「当該国庫補助事業を所管する省庁においてそれ以外の期間が定められているものについては当該定められた期間とし、下水道事業については十年度とする。」に改める。

第四条中「ただし、緊急に公共事業再評価を行う必要があると管理者が認める場合は、この限りでない。」を削る。

附 則

この管理規程は、平成三十一年四月一日から施行する。

○宮城県企業局管理規程第九号

布設工事監督者が監督業務を行う水道の布設工事並びに布設工事監督者及び水道技術管理者の資格を定める条例施行規程の一部を改正する管理規程を次のように定める。

平成三十一年三月二十二日

宮城県公営企業管理者 遠 藤 信 哉

布設工事監督者が監督業務を行う水道の布設工事並びに布設工事監督者及び水道技術管理者の資格を定める条例施行規程の一部を改正する管理規程

布設工事監督者が監督業務を行う水道の布設工事並びに布設工事監督者及び水道技術管理者の資格を定める条例施行規程（平成二十四年宮城県企業局管理規程第二号）の一部を次のように改正する。

第四条第四号中「又は水道環境」を削る。

附 則

この管理規程は、平成三十一年四月一日から施行する。

○宮城県企業局管理規程第十号

企業局における標準的な職及び標準職務遂行能力に関する規程の一部を改正する管理規程を次のように定める。

平成三十一年三月二十二日

宮城県公営企業管理者 遠 藤 信 哉

企業局における標準的な職及び標準職務遂行能力に関する規程の一部を改正する管理規程
企業局における標準的な職及び標準職務遂行能力に関する管理規程（平成二十八年宮城県企業局管

理規程第三号）の一部を次のように改正する。

第二条の表三の項中「及び室長」を削る。

第二条の表四の項中「室長補佐」を削る。

附 則

この管理規程は、平成三十一年四月一日から施行する。

流域下水道の構造及び終末処理場の維持管理の基準を定める条例施行規程を次のように定める。
平成三十一年三月二十二日

宮城県公営企業管理者 遠 藤 信 哉

○宮城県企業局管理規程十一号

流域下水道の構造及び終末処理場の維持管理の基準を定める条例施行規程

第一条 この規程は、流域下水道の構造及び終末処理場の維持管理の基準を定める条例（平成三十一年宮城県条例第三号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（趣旨）

（生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生ずるおそれのない排水施設又は処理施設）

第二条 条例第三号第三号に規定する管理者が定めるものは、次のいずれかに該当する排水施設（これを補完する施設を含む。）及び処理施設（これを補完する施設を含む。）とする。

一 排水管その他の下水が飛散し、及び人が立ち入るおそれのない構造のもの

二 人が立ち入ることが予定される部分を有する場合には、当該部分を流下する下水の上流端における水質が次に掲げる基準に適合するもの

イ 下水道法施行令（昭和三十四年政令第四百十七号）第六条に規定する基準

ロ 大腸菌が検出されないこと。

ハ 濁度が二度以下であること。

三 前二号に掲げるもののほか、周辺の土地利用の状況、当該施設に係る下水の水質その他の状況からみて、生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生ずるおそれがないと認められるもの

2 前項第二号ロ及びハに規定する基準は、下水道法施行規則（昭和四十二年建設省令第三十七号）

第四条の三第二項の規定により国土交通大臣が定める方法により検定した場合における検出値によるものとする。

附 則

この規程は、平成三十一年四月一日から施行する。

○宮城県企業局訓令第一号

企業局物品調達等指名委員会規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成三十一年三月二十二日

宮城県公営企業管理者 遠 藤 信 哉

企業局物品調達等指名委員会規程の一部を改正する訓令

企業局物品調達等指名委員会規程（昭和六十年宮城県企業局訓令第1号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中ハをとし、ロの次に次のとおり加える。

ハ 水道経営課指名委員会

別表企業局指名委員会の項中「水道経営管理室」を「水道経営課」に改める。

別表公営事業課指名委員会の項中「庶務を担当する課長補佐（総括担当）」を「公営事業課長補佐（総括担当）」に改め、同項の次に次のとおり加える。

水道経営課指名委員会	一 予定賃借料の総額が一件二十万円未満の物品の借受けに係る指名等及び調達物品の選定について審議すること。 二 審議するに二千万円未満の役務の調達に係る指名等を審議すること。 三 一件三十万円未満の電気の供給に係る指名等を審議すること。 四 特別指名委員会及び企業局指名委員会に係る物品の調達等に係る指名等及び調達物品の選定について調査検討すること。 五 前各号において提案募集等の方式により指名等を行う場合は、提案募集等を行う前に、その内容をあらかじめ審議又は調査検討すること。	水道経営課長、水道経営課長補佐（総括担当）、公営事業課総務班長、算・出納班長及び局長が別に指定する者	水道経営課長	水道経営課長補佐（総括担当）
------------	---	--	--------	----------------

附 則

この管理規程は、平成三十一年四月一日から施行する。

○宮城県企業局告示第一号

昭和六十年宮城県企業局告示第三号（企業局の業務に係る公金の出納取扱金融機関及び収納取扱金融機関の指定）の一部を次のように改正し、平成三十一年四月一日から施行する。

平成三十一年三月二十二日

宮城県公営企業管理者 遠 藤 信 哉

表中地域整備事業の項の次に次のように加える。

流域下水道事業	出納取扱金融機関	株式会社七十七銀行	公金の収納及び支払に関する事務の一部
	収納取扱金融機関	株式会社仙台銀行	

○宮城県企業局告示第二号

流域下水道の構造及び終末処理場の維持管理の基準を定める条例第三条第五号の管理者が定める措置を次のように定める。

平成三十一年三月二十二日

宮城県公営企業管理者 遠 藤 信 哉

流域下水道の構造及び終末処理場の維持管理の基準を定める条例第三条第五号の管理者が定める措置

（用語の定義）

第一条 この告示において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 重要な排水施設 次のいずれかに該当する排水施設（これを補完する施設を含む。以下同じ。）をいう。

イ 地域の防災対策上必要と認められる施設の下水を排除するために設けられる排水施設その他の都市機能の維持を図る上で重要な排水施設

ロ 破損した場合に二次災害を誘発するおそれがあり、又は復旧が極めて困難であると見込まれる排水施設

二 レベル二地震動 排水施設及び処理施設（これを補完する施設を含む。以下同じ。）の設置地点において発生するものと想定される地震動のうち、当該施設の供用期間中に発生する可能性の高いものをいう。

三 レベル二地震動 排水施設及び処理施設の設置地点において発生する確率が低いが、規模の大きなものをいう。

（耐震性能）

第二条 重要な排水施設及び処理施設の耐震性能は、次に定めるところとする。

一 レベル一地震動に対して、所要の構造の安定を確保し、かつ、当該排水施設及び処理施設の健全な流下能力及び処理機能を損なわないこと。

二 レベル二地震動に対して、生じる被害が軽微であり、かつ、地震後の速やかな流下能力及び処理機能の回復が可能なものとし、当該排水施設及び処理施設の所期の流下能力及び処理機能を保持すること。

2 その他の排水施設の耐震性能は、前項第一号に定めるところとする。

（流域下水道の構造及び終末処理場の維持管理の基準を定める条例第三条第五号の管理者が定める措置）

第三条 流域下水道の構造及び終末処理場の維持管理の基準を定める条例（平成三十一年宮城県条例

第三号) 第三条第五号の管理者が定める措置は、前条に規定する耐震性を確保するために講ずべきものとして次に掲げる措置とする。

一 排水施設又は処理施設の周辺の地盤(埋戻し土を含む。次号及び第四号において同じ。)に液状化が生ずるおそれがある場合においては、当該排水施設又は処理施設の周辺の地盤の改良、埋戻し土の締固め若しくは固化若しくは砕石による埋戻し又は杭基礎の強化その他の有効な損傷の防止又は軽減のための措置

二 排水施設又は処理施設の周辺に側方流動が生ずるおそれがある場合においては、護岸の強化又は地下連続壁の設置その他の有効な損傷の防止又は軽減のための措置

三 排水施設又は処理施設の伸縮その他の変形により当該排水施設又は処理施設に損傷が生ずるおそれがある場合においては、可撓継手又は伸縮継手の設置その他の有効な損傷の防止又は軽減のための措置

四 前三号に定めるもののほか、施設に用いられる材料、施設の周辺の地盤その他の諸条件を勘案して、前条に規定する耐震性を確保するために必要と認められる措置

附 則

この告示は、平成三十一年四月一日から施行する。

○宮城県企業局告示第三号

流域下水道の構造及び終末処理場の維持管理の基準を定める条例(平成三十一年宮城県条例第三号) 第四条第一号の規定により、排水管の内径及び排水渠の断面積に関する管理者が定める数値を次のとおり定め、平成三十一年四月一日から施行する。
平成三十一年三月二十二日

宮城県公営企業管理者 遠 藤 信 哉

一 排水管の内径 百ミリメートル(自然流下によらない排水管にあつては、三十ミリメートル)

二 排水渠の断面積 五千平方ミリメートル

○宮城県企業局告示第四号

流域下水道の構造及び終末処理場の維持管理の基準を定める条例(平成三十一年宮城県条例第三号) 第五条第二号の規定により、終末処理場の構造の技術上の基準に関する汚泥処理施設に係る管理者が定める措置を次のとおり定め、平成三十一年四月一日から施行する。
平成三十一年三月二十二日

宮城県公営企業管理者 遠 藤 信 哉

一 汚泥の処理に伴う排気による生活環境の保全又は人の健康の保護上の支障が生じないようにするための排ガス処理設備の設置その他の措置

二 汚泥の処理に伴う排液による生活環境の保全又は人の健康の保護上の支障が生じないようにするための排液を水処理施設に送水する導管の設置その他の措置

三 汚泥の処理に伴う残さい物による生活環境の保全又は人の健康の保護上の支障が生じないようにするための残さい物の飛散及び流出を防止する覆いの設置その他の措置

○宮城県企業局告示第五号

流域下水道の構造及び終末処理場の維持管理の基準を定める条例(平成三十一年宮城県条例第三号) 第七条第六号の規定により、終末処理場の維持管理に関する汚泥処理施設に係る管理者が定める措置を次のとおり定め、平成三十一年四月一日から施行する。
平成三十一年三月二十二日

宮城県公営企業管理者 遠 藤 信 哉

一 汚泥の処理に伴う排気による生活環境の保全又は人の健康の保護上の支障が生じないようにするための排ガス処理等の措置

二 汚泥の処理に伴う排液による生活環境の保全又は人の健康の保護上の支障が生じないようにするための排液の水処理施設への送水等の措置

三 汚泥の処理に伴う残さい物による生活環境の保全又は人の健康の保護上の支障が生じないようにするための残さい物の飛散及び流出の防止等の措置

○宮城県企業局告示第六号

次のとおり公印を新調した。
平成三十一年三月二十二日


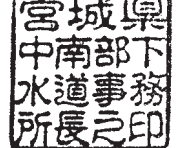
宮城県公営企業管理者 遠 藤 信 哉

公印の名称	種 類	用 途	印 影	使用開始年月日
宮城県企業局水道経営課長之印	課長印	一般文書用		平成三十一年 四月一日

人事委員会

人事委員会規則七〇（給料等の支給）の一部を改正する規則をここに公布する。
平成三十一年三月二十二日

宮城県人事委員会
委員長 千葉裕一

宮城県東部下水道事務所企業出納員印	宮城県中南部下水道事務所企業出納員印	宮城県東部下水道事務所長之印	宮城県中南部下水道事務所長之印
企業出納員印	企業出納員印	地方機関の長印	地方機関の長印
地方機関用	地方機関用	一般文書用	一般文書用
			
平成三十一年 四月一日	平成三十一年 四月一日	平成三十一年 四月一日	平成三十一年 四月一日

○人事委員会規則七一〇—二十

人事委員会規則七一〇（給料等の支給）の一部を改正する規則
人事委員会は、職員の給与に関する条例（昭和三十二年宮城県条例第二十九号）に基づき、人事委員会規則七一〇（給料等の支給）の一部を次のように改正する。

第五条の二第一項中「、特殊勤務手当（月額で定められているものに限る。）」を削る。

附則

この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。

人事委員会規則七一（寒冷地手当）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十一年三月二十二日

宮城県人事委員会

委員長 千葉裕一

○人事委員会規則七一—四十

人事委員会規則七一（寒冷地手当）の一部を改正する規則

人事委員会は、職員の給与に関する条例（昭和三十二年宮城県条例第二十九号）に基づき、人事委員会規則七一（寒冷地手当）の一部を次のように改正する。

別表中

- 「 気仙沼市塚沢六五番地
白石市越河平字平合二三番地一
白石市小原字伊勢原道上一番地
- 「 気仙沼市立月立小学校
白石市立南中学校
白石市立小原中学校

を

「 気仙沼市塚沢六五番地

白石市小原字伊勢原道上一番地

「 気仙沼市立月立小学校

白石市立小原中学校

に改める。

附則

この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。

人事委員会規則七一（特殊勤務手当）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十一年三月二十二日

宮城県人事委員会

委員長 千葉裕一

○人事委員会規則七一—六十四

人事委員会規則七―二(特殊勤務手当)の一部を改正する規則

人事委員会は、職員の特殊勤務手当に関する条例(平成十二年宮城県条例第二百二十八号)に基づき、人事委員会規則七―二(特殊勤務手当)の一部を次のように改正する。

第二条中「及び第二号」及び「税務課又は」を削り、同条に次の一項を加える。

2 条例第三条第一項第二号の規則で定めるものは、総務部税務課に所属する職員とする。

第三条第一項中「被保護者の」の下に「家庭を訪問し、又は訪問しないで、これらの者に面接し、」を加え、第二項を第四項とし、第一項の次に次の二項を加える。

2 条例第四条第一項第三号の規則で定めるものは、児童又はその家族に係る診療、心理学的な判定若しくは治療又は保健指導に付随する必要な相談に関する業務とする。

3 条例第四条第一項第四号の規則で定めるものは、児童又はその家族に係る心理学的若しくは社会的な判定又は指導に付随する必要な相談に関する業務とする。

第三条第四項に次の一号を加える。

三 被害者に係る相談、医学的又は心理学的な指導並びに一時保護及び情報提供その他の援助に関する業務

第三条に次の一項を加える。

5 条例第四条第一項第七号の規則で定めるものは、心理学的な検査及び判定に付随する必要な相談に関する業務とする。

第四条中第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 条例第五条第一項第二号の規則で定める業務は、学科及び実技の訓練の担当に付随する指導教程の作成、訓練の準備、学生生活指導及び就職指導等の業務(学科及び実技の訓練を担当する職員が行う業務に限る。)とする。

第十条第一項中「障害福祉課」を「精神保健推進室」に改める。

第十一条第一項及び第二項を削り、同条第三項中「第十三条第一項第三号」を「第十三条第一項第一号」に改め、同項を同条第一項とし、同条第四項中「第十三条第一項第四号」を「第十三条第一項第二号」に、「又は環境放射線監視センター」を「環境放射線監視センター又は産業技術総合センター」に改め、同項を同条第二項とする。

第十六条第二項中「下水道事務所」を削る。

第十七条第一項中「農林水産部」を「水産林政部」に改める。

第十八条第一項中「下水道事務所」を削る。

第十八条の次に次の一条を加える。

(災害応急作業等手当の特例)

第十八条の二 条例第二十条の二第三項第二号の規則で定めるものは、配管等の設備が故障し、又は損傷したことに伴い、漏洩した放射性物質による放射線の被ばくの危険が生じている現場において行う確認の作業とする。

2 条例第二十条の二第三項第四号の規則で定める施設は、免震重要棟その他の放射線による人体への影響を防止するように設計された施設(人事委員会が定める施設を除く。)とする。

3 条例第二十条の二第五項の作業に従事した時間には、同条第四項の規定により支給されないこととなる手当に係る作業に従事した時間を含むものとする。

第三十一条第一項中「第三十四条第一項第一号」を「第三十四条第一項」に改め、同条第二項を削る。

第四十条第三項中「文仁親王」を「上皇、上皇后、皇嗣、皇嗣妃」に改める。

第四十二条を削り、第四十三条を第四十二条とし、第四十四条を第四十三条とする。

附則第五項中「新事務棟及び新事務本館」を「その他の放射線による人体への影響を防止するよう設計された施設(人事委員会が定める施設を除く。)」に改める。

附 則

この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。ただし、第四十条第三項の改正規定は、平成三十一年五月一日から施行する。

人事委員会規則七―十六(給料の調整額)の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十一年三月二十二日

宮城県人事委員会

委員長 千 葉 裕 一

○人事委員会規則七―十六―四十九

人事委員会規則七―十六(給料の調整額)の一部を改正する規則

人事委員会は、職員の給与に関する条例(昭和三十三年宮城県条例第二十九号)に基づき、人事委員会規則七―十六(給料の調整額)の一部を次のように改正する。

別表第一 県立の中学校並びに市町村立の小学校、中学校及び義務教育学校の項中「県立の中学校」の下に「及び高等学校」を加える。

附 則

この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。

人事委員会規則七―十八(管理職手当)の一部を改正する規則をここに公布する。
平成三十一年三月二十二日

宮城県人事委員会

委員長 千葉裕一

○人事委員会規則七―十八―六十四

人事委員会規則七―十八(管理職手当)の一部を改正する規則

人事委員会は、職員の給与に関する条例(昭和三十三年宮城県条例第二十九号)に基づき、人事委員会規則七―十八(管理職手当)の一部を次のように改正する。

別表第一知事の項中

港 湾 事 務 所	所	所	所
	長	長	長
下 水 道 事 務 所	所	所	所
	長	長	長
ダ ム 綜 合 事 務 所	所	所	所
	長	長	長
六種	四種		

を

に改める。

港 湾 事 務 所	所	所
	長	長
ダ ム 綜 合 事 務 所	所	所
	長	長
六種	四種	

附 則

この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。

人事委員会規則七―三十九(へき地手当等)の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十一年三月二十二日

宮城県人事委員会

委員長 千葉裕一

○人事委員会規則七―三十九―四十二

人事委員会規則七―三十九(へき地手当等)の一部を改正する規則

人事委員会は、職員の給与に関する条例(昭和三十三年宮城県条例第二十九号)に基づき、人事委

員会規則七―三十九(へき地手当等)の一部を次のように改正する。

別表一級の項中

加美町立鹿原小学校
加美町立旭小学校
栗原市立花山小学校

加美郡加美町字鹿原水堀三番地一
加美郡加美町宮崎字旭二番一番地一
栗原市花山字本沢鯨ヶ森三三番地三

を

加美町立鹿原小学校
栗原市立花山小学校

加美郡加美町字鹿原水堀三番地一
栗原市花山字本沢鯨ヶ森三三番地三

に、

石巻市立大原小学校
気仙沼市立大島小学校
南三陸町立名足小学校

石巻市大原浜大光寺一番地
気仙沼市高井四〇番地二
本吉郡南三陸町歌津字中山一四番地

を

石巻市立大原小学校
南三陸町立名足小学校

石巻市大原浜大光寺一番地
本吉郡南三陸町歌津字中山一四番地

に、

石巻市立荻浜中学校
気仙沼市立大島中学校
七ヶ宿町学校給食共同調理場
気仙沼市立大島共同調理場

石巻市荻浜字田浜山三番地
気仙沼市高井四〇番地
刈田郡七ヶ宿町字新利津保一番地
気仙沼市高井四〇番地二

を

石巻市立荻浜中学校
七ヶ宿町学校給食共同調理場

石巻市荻浜字田浜山三番地
刈田郡七ヶ宿町字新利津保一番地

に改め

同表準へき地学校の項中

気仙沼市立月立小学校
気仙沼市立中井小学校

気仙沼市塚沢六五番地
気仙沼市唐桑町中井一三四番地三

を

気仙沼市立月立小学校
気仙沼市立大島小学校
気仙沼市立中井小学校

気仙沼市塚沢六五番地
気仙沼市高井四〇番地二
気仙沼市唐桑町中井一三四番地三

に、

「登米市立津山中学校 気仙沼市立唐桑中学校	登米市津山町柳津字館石六番地 気仙沼市唐桑町北中一三〇番地	を
「登米市立津山中学校 気仙沼市立大島中学校 気仙沼市立唐桑中学校 気仙沼市立大島共同調理場	登米市津山町柳津字館石六番地 気仙沼市高井四〇番地 気仙沼市唐桑町北中一三〇番地 気仙沼市高井四〇番地二	に改め

附則

1 この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。ただし、別表一級の項の改正規定（

「石巻市立大原小学校 気仙沼市立大島小学校 南三陸町立名足小学校	石巻市大原浜大光寺一番地 気仙沼市高井四〇番地二 本吉郡南三陸町歌津字中山一四番地	を
--	---	---

「石巻市立大原小学校 南三陸町立名足小学校	石巻市大原浜大光寺一番地 本吉郡南三陸町歌津字中山一四番地	に、
--------------------------	----------------------------------	----

「石巻市立萩浜中学校 気仙沼市立大島中学校 七ヶ宿町学校給食共同調理場 気仙沼市立大島共同調理場	石巻市萩浜字田浜山三番地 気仙沼市高井四〇番地 刈田郡七ヶ宿町字新利津保一番地 気仙沼市高井四〇番地二	を
---	--	---

「石巻市立萩浜中学校 七ヶ宿町学校給食共同調理場	石巻市萩浜字田浜山三番地 刈田郡七ヶ宿町字新利津保一番地	に改め
-----------------------------	---------------------------------	-----

る部分に限る。）、同表準へき地学校の項の改正規定、次項及び附則第三項の規定は、平成三十一年四月七日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）の前日においてへき地手当の支給を受けていた職員で、当該職員に係る改正後の規則七―三十九（以下「改正後の規則」という。）第三条の規定に基づくへき地手当の月額（以下「施行日以後のへき地手当の月額」という。）が施行日の前日における給料及び扶養手当の月額の合計額に、この規則による改正前の規則七―三十九（以下「改正

前の規則」という。）別表の区分欄に掲げる学校の区分に応じ、改正前の規則第三条に定める支給割合を乗じて得た額（以下「施行日前のへき地手当の月額」という。）に達しないこととなるものについては、改正後の規則第三条の規定にかかわらず、施行日以後当該職員が施行日の前日に勤務していた学校又は共同調理場に引き続き勤務する場合（当該学校又は共同調理場の移転があった場合を除く。）においては、施行日以後のへき地手当の月額が当該職員に係る施行日前のへき地手当の月額に達するまでの間、当該施行日前のへき地手当の月額に相当する額のへき地手当を支給する。

3 次の各号に掲げる職員に対する前項の規定の適用については、当該各号に定めるところによる。
一 育児休業法第十一条第一項に規定する育児短時間勤務職員及び育児休業法第十七条の規定による短時間勤務をしている職員（以下「育児短時間勤務職員等」という。）以外の職員であつて、施行日の前日において育児短時間勤務職員等であつたもの 前項中「給料及び」とあるのは、「給料の月額を同日における学校職員勤務時間条例第三条第二項により定められたその者の勤務時間で除して得た数（以下「同日における算出率」という。）で除して得た額及び」とする。

二 育児短時間勤務職員等であつて、施行日の前日において育児短時間勤務職員等以外の職員であつたもの 前項中「給料及び」とあるのは、「給料の月額に学校職員勤務時間条例第三条第二項により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数（以下「現在における算出率」という。）を乗じて得た額及び」とする。

三 育児短時間勤務職員等であつて、施行日の前日において育児短時間勤務職員等であつたもの 前項中「給料及び」とあるのは、「給料の月額を同日における算出率で除して得た額に現在における算出率を乗じて得た額及び」とする。

人事委員会規則七―六十二（特地勤務手当等）の一部を改正する規則をここに公布する。
平成三十一年三月二十二日

宮城県人事委員会

委員長 千葉 裕 一

○人事委員会規則七―六十二―三十九

人事委員会規則七―六十二（特地勤務手当等）の一部を改正する規則

人事委員会は、職員の給与に関する条例（昭和三十三年宮城県条例第二十九号）に基づき、人事委員会規則七―六十二（特地勤務手当等）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表

一 一年を通じて特地勤務手当が支給される公署

級別 区分	公 署 名	所 在 地
一級地 (冬期 は二級 地)	大崎地方ダム総合事務所上大沢ダム管理事務所	大崎市鳴子温泉鬼首字上大沢川四五の二
	鳴子警察署鬼首駐在所	大崎市鳴子温泉鬼首字原三五の一
一級地	大崎地方ダム総合事務所岩沢ダム管理事務所	大崎市鳴子温泉字奥羽岳三

備考 この表の所在地欄に掲げる所在地の表示は、平成三十一年四月一日における区域を示し、その後における当該区域に係る表示の変更によつて影響されるものではない。

二 冬期に限り特地勤務手当が支給される公署

級別 区分	公 署 名	所 在 地
一級地	栗原地方ダム総合事務所	栗原市花山字本沢向原一一
	栗原地方ダム総合事務所花山ダム管理事務所	栗原市花山字本沢向原一一
	栗原地方ダム総合事務所荒砥沢ダム管理事務所	栗原市栗駒文字荒砥沢五七
	鳴子警察署	大崎市鳴子温泉字車湯九二の一・二
	若柳警察署文字駐在所	栗原市栗駒文字葛峰一〇の一
	築館警察署花山駐在所	栗原市花山字本沢北ノ前三七の一

備考 この表の所在地欄に掲げる所在地の表示は、平成三十一年四月一日における区域を示し、その後における当該区域に係る表示の変更によつて影響されるものではない。

(施行期日)

1 この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。

(特地公署とされていた公署に勤務する職員の特地勤務手当の月額等に関する経過措置)

2 この規則の施行の日(以下「施行日」という。)の前日において給与条例第十二条の二第一項に

規定する特地公署(以下「特地公署」という。)とされていた公署は、平成三十三年三月三十一日までの間、特地公署とする。

3 前項の規定に基づき特地公署とされた公署に勤務する職員の給与条例第十二条の二第一項及び第二項の規定による特地勤務手当の月額は、この規則による改正後の規則七十六(以下「改正後の規則」という。)第二条の規定にかかわらず、施行日の前日から引き続き当該公署に勤務している職員にあっては特地勤務手当経過措置基礎額にこの規則による改正前の規則七十六(以下「改正前の規則」という。)による当該公署の級別区分に係る支給割合を乗じて得た額に、施行日から平成三十二年三月三十一日までの間にあつては百分の七十を、同年四月一日から平成三十三年三月三十一日までの間にあつては百分の四十を乗じて得た額(その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。

4 前項の特地勤務手当経過措置基礎額は、改正後の規則第二条第二項各号に定める日に受けていた給料及び扶養手当の月額の合計額の二分の一に相当する額(以下この項において「勤務することになった日等に係る基礎額」という。)と施行日の前日に受けていた給料及び扶養手当の月額の合計額の二分の一に相当する額を合算した額(その額が勤務することとなった日等に係る基礎額と現に受ける給料及び扶養手当の月額の合計額の二分の一に相当する額を合算した額(以下この項において「特地勤務手当経過措置特例基礎額」という。))を超えることとなる期間については、当該特地勤務手当経過措置特例基礎額とする。

5 第二項の規定に基づき特地公署とされた公署に勤務する職員のうち、改正前の規則第二条の二各号に掲げる公署であつた公署(次項において「改正前の特定特地公署」という。)に勤務する職員には、平成三十一年十一月一日から平成三十二年三月三十一日まで及び同年十一月一日から平成三十三年三月三十一日までの期間(以下「冬期」という。)以外の期間は、特地勤務手当を支給しない。

6 第二項の規定に基づき特地公署とされた公署に在勤する職員の給与条例第十二条の三の規定による特地勤務手当に準ずる手当の月額は、改正後の規則第四条第二項及び第五条第三項の規定にかかわらず、施行日の前日から引き続き当該公署に在勤している職員であつて、施行日において改正後の規則第四条第四項第二号に掲げる準特地公署に該当し、改正前の特定特地公署であつた公署に在勤する職員にあっては次に掲げる期間の区分に応じ、それぞれ次に定める額とする。

一 冬期以外の期間 準ずる手当経過措置基礎額に百分の四(異動の日等から起算して五年に達した日後については、百分の二)を乗じて得た額に、施行日から平成三十一年十月三十一日までの間にあつては百分の七十を、平成三十二年四月一日から同年十月三十一日までの間にあつては百分の四十を乗じて得た額(その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)

二 冬期 当該公署を準特地公署とみなした場合における改正後の規則第四条第二項又は第五条第

三項の規定による特勤手当に準ずる手当の月額に、準ずる手当経過措置基礎額に百分の一

(異動の日等から起算して四年に達した職員にあっては、零)を乗じて得た額に、平成三十一年十一月一日から平成三十二年三月三十一日までの間にあっては百分の七十を、同年十一月一日から平成三十三年三月三十一日までの間にあっては百分の四十を乗じて得た額を加算して得た額(その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)

7 前項の準ずる手当経過措置基礎額は、異動の日等を受けていた給料及び扶養手当の月額の合計額(その額が現に受ける給料及び扶養手当の月額の合計額(以下この項において「準ずる手当経過措置特別基礎額」という。)を超えることとなる期間については、当該準ずる手当経過措置特別基礎額)とする。

8 第六項の規定の適用を受ける職員については、施行日から平成三十二年十月三十一日までの間は、改正後の規則第五条第五項の規定は、適用しない。

(準特勤公署とされていた公署に在勤する職員の特勤手当に準ずる手当の月額等に関する経過措置)

9 平成三十三年三月三十一日までの間、施行日の前日において給与条例第十二条の三第一項に規定する準特勤公署とされていた公署に在勤する職員の同条の規定による特勤手当に準ずる手当の月額は、改正後の規則第四条第二項及び第五条第三項の規定にかかわらず、施行日の前日から引き続き当該公署に在勤している職員にあっては第七項の規定による準ずる手当経過措置基礎額に百分の四(異動の日等から起算して五年に達した日後については、百分の二)を乗じて得た額に、施行日から平成三十二年三月三十一日までの間にあっては百分の七十を、同年四月一日から平成三十三年三月三十一日までの間にあっては百分の四十を乗じて得た額(その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。

10 前項に規定する準特勤公署として人事委員会が指定する公署に在勤する職員のうち、改正前の規則第四条第四項第二号に掲げる準特勤公署であった公署に在勤する職員には、冬期以外の期間は、特勤勤務手当に準ずる手当を支給しない。

(雑則)

11 第二項から前項までに規定するもののほか、この規則の施行に関し必要な経過措置は、人事委員会が定める。

人事委員会規則八十五(職員の勤務時間、休暇等に関する規則)の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十一年三月二十二日

宮城県人事委員会

委員長 千葉裕一

○人事委員会規則八十五(四十二)

人事委員会規則八十五(職員の勤務時間、休暇等に関する規則)の一部を改正する規則
人事委員会は、職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成七年宮城県条例第七号)に基づき、人事委員会規則八十五(職員の勤務時間、休暇等に関する規則)の一部を次のように改正する。

第六条の前の見出しを削り、同条を第五条とし、同条の前に見出しとして「船員の勤務時間の特別」を付し、第七条を第六条とし、第八条を第七条とし、同条の次に次の一条を加える。

(時間外勤務を命ずる時間及び月数の上限)

第八条 任命権者は、職員に条例第十條第二項の規定によりすることを命ずることができる勤務(以下「時間外勤務」という。)を命ずる場合には、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める時間及び月数の範囲内で必要最小限の時間外勤務を命ずるものとする。

一 次号に規定する所属以外の所属に勤務する職員 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める時間及び月数(イにあっては、時間)

イ ロに掲げる職員以外の職員 次の(1)及び(2)に定める時間

(1) 一箇月において時間外勤務を命ずる時間について四十五時間

(2) 一年において時間外勤務を命ずる時間について三百六十時間

ロ 一年において勤務する所属が次号に規定する所属からこの号に規定する所属となった職員

次の(1)及び(2)に定める時間及び月数

(1) 一年において時間外勤務を命ずる時間について七百二十時間

(2) イ及び次号(ロを除く。)に規定する時間及び月数並びに職員の健康及び福祉を考慮して、

人事委員会が定める期間において人事委員会が定める時間及び月数

二 他律的業務(業務量、業務の実施時期その他の業務の遂行に関する事項を自ら決定することが困難な業務をいう。)の比重が高い所属として任命権者が指定するものに勤務する職員 次のイからニまでに定める時間及び月数

イ 一箇月において時間外勤務を命ずる時間について百時間未満

ロ 一年において時間外勤務を命ずる時間について七百二十時間

ハ 一箇月ごとに区分した各期間に当該各期間の直前の一箇月、二箇月、三箇月、四箇月及び五箇月の期間を加えたそれぞれの期間において時間外勤務を命ずる時間の一箇月当たりの平均時間について八十時間

ニ 一年のうち一箇月において四十五時間を超えて時間外勤務を命ずる月数について六箇月

2 任命権者が、特例業務（災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の業務として任命権者が認めるものをいう。以下この項において同じ。）に従事する職員に対し、前項各号に規定する時間又は月数を超えて時間外勤務を命ずる必要がある場合については、同項（当該超えることとなる時間又は月数に係る部分に限る。）の規定は、適用しない。人事委員会が定める期間において特例業務に従事していた職員に対し、同項各号に規定する時間又は月数を超えて時間外勤務を命ずる必要がある場合として人事委員会が定める場合も、同様とする。

3 任命権者は、前項の規定により、第一項各号に規定する時間又は月数を超えて職員に時間外勤務を命ずる場合には、当該超えた部分の時間外勤務を必要最小限のものとし、かつ、当該職員の健康の確保に最大限の配慮をするとともに、当該時間外勤務を命じた日が属する当該時間又は月数の算定に係る一年の末日の翌日から起算して六箇月以内に、当該時間外勤務に係る要因の整理、分析及び検証を行わなければならない。

4 前三項に定めるもののほか、職員に時間外勤務を命ずる場合における時間及び月数の上限に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

第十四条第一項中「条例第十条第二項の規定によりすることを命ずることができる勤務（災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。以下「時間外勤務」という。）を「時間外勤務（災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。以下この項において同じ。）に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 平成三十一年八月三十一日までの間におけるこの規則による改正後の八―五（職員の勤務時間、休暇等に関する規則）第八条第一項第二号（ハに係る部分に限る。）の規定の適用については、同号ハ中「五箇月の期間」とあるのは、「五箇月の期間（平成三十一年四月以後の期間に限る。）とする。

人事委員会規則八―八（職員の自己啓発等休業に関する規則）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十一年三月二十二日

宮城県人事委員会

委員長 千葉裕一

○人事委員会規則八―八―四

人事委員会規則八―八（職員の自己啓発等休業に関する規則）の一部を改正する規則

人事委員会は、職員の自己啓発等休業に関する条例（平成十九年宮城県条例第八十九号）に基づき、人事委員会規則八―八（職員の自己啓発等休業に関する規則）の一部を次のように改正する。

第二条中「第百四条第四項第二号」を「第百四条第七項第二号」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第二条に規定する課程には、学校教育法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第四十一号）による改正前の学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号。以下「旧学校教育法」という。）第百四条第四項第二号の規定により旧学校教育法第八十三条に規定する大学（当該大学に置かれる旧学校教育法第九十一条に規定する専攻科及び旧学校教育法第九十七条に規定する大学院を含む。）の課程に相当する教育を行うものとして認められていたものを含むものとする。

○人事委員会告示第一号

人事委員会は、人事委員会規則二―二（他の機関及び事務局長に対する権限の委任）に基づき、平成七年年事委員会告示第一号（人事委員会の権限（職員の勤務時間等の基準等）の一部の委任）の一部を次のように改正した。

平成三十一年三月二十二日

宮城県人事委員会

委員長 千葉裕一

一 二の四中「第七条」を「第六条」に改め、(五)から(イ)までを(ハ)から(ロ)までとし、(四)の次に次のように加える。

(五) 規則八―五第八条第一項第一号ロ(2)に規定する人事委員会が定める期間、人事委員会が定める時間及び月数について定めること。

(六) 規則八―五第八条第二項に規定する人事委員会が定める期間及び人事委員会が定める場合について定めること。

(七) 規則八―五第八条第四項に規定する人事委員会が定める職員に時間外勤務を命ずる場合における時間及び月数の上限に関し必要な事項について定めること。

二 この告示の効力の発生する日

平成三十一年四月一日